

(R7.2.14)

土木部土木総務課建設産業対策室 武田、花岡
TEL : 0852-22-5388 FAX : 0852-22-5782
E-mail : shimane-kensetsu@pref.shimane.lg.jp

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株) 増原産業建設 知事-第1314号	増原 修一	島根県松江市 宍道町白石 1833-1	令和 7年 2月15日から 令和 7年 2月28日まで (2週間)

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

(株) 増原産業建設は、島根県松江県土整備事務所が発注した「(主) 松江鹿島美保関線 県単災害復旧工事(4災4号)」において、令和5年11月13日に下請負人が重機足場を構築するための大型土のうの設置作業にあたり、運搬中の重機に作業員が接近し作業を行う必要があったが、誘導員の配置や作業員が通行するための通路を設ける等の措置を講じることなく作業を行い、下請負人の作業員が重機と土工用防護柵に挟まれ死亡した。

このため、下請負人及び下請負人の主任技術者が、労働安全衛生法違反罪で公訴の提起をされ、松江簡易裁判所より略式命令がなされた。

4. 指名停止措置理由等

同社の下請人が公訴を提起され略式命令を受けたことは、「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」別表第1第7号に該当する。

なお、指名停止措置期間は2週間とする。

〈指名停止措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4ヵ月以内 (故意又は重過失の場合、 1ヵ月以上)